

湖面の光 湖水の命

琵琶湖諸元

集水域 3,174km²面積 670.25km²

周り 235.20km

水量 275億m³

最深部 103.58m

平均深さ 41.20m

＜物語＞世紀の水の大事業 ～琵琶湖総合開発[†]～

高崎 哲郎 (作家)

第3話 「琵琶湖・淀川水系の治山治水①」

～「諸国山川掟」から江戸末期までの砂防事業～



烏丸半島周辺の蓮 (水資源機構提供)

寛文6 (1666年) 2月2日、江戸幕府は、第4代将軍徳川家綱側近の大老酒井雅楽守忠清、老中阿部豊後守正能、同稲葉美濃守正則、同久世大和守広之の連名で「諸国山川掟」を發布した。

覚 諸国山川掟

一、近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分、川筋え土砂流出、水行滞候之間、自今以後、草木之根掘取候儀、可為停止事。(近年は草木の根まで掘り取るので、風雨が強いときは川筋に土砂が流出して川の流れが滞るので、今後は草木の根を掘り取ることは停止すべきであること)

一、川上左右之山方、木立無之所々には、当春より

木苗を植付、土砂不流落様可仕事。(川上の左右の山方の木立のないところには、この春から木苗を植付け、土砂が流れ落ちないようにすること)

一、従前々之川筋河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木葭萱を仕立、新規之築出いたし、迫川筋申間敷事。(前々から川筋や河原に新規に田畑を起こしたり、あるいは竹、木、よし、かやを仕立てたり、新規に盛出して川面を狭めたりしてはならないこと)

附 山中焼畑新規に仕間敷事。(付記、山中で焼畑を新規にしてはならないこと)

右条々、堅可相守之、来年御検使被遣、掟之趣違背無之哉、可為見分之旨、御代官中え可相触者也。(右の各箇条は堅くこれを守るべきこと。来年御検使を派遣され、掟の趣旨に違背していないかどうか見分される旨御代官に御触れを出すものである)

寛文六年也 午二月二日

久世大和守 稲葉美濃守 阿部豊後守 酒井雅楽守

山林の乱開発が続いて緑が奪われ山肌がむき出しとなった。洪水による土砂流出が頻発して農民の生

[†] 国と上下流の府県など関係機関が25年をかけて①琵琶湖の水質と自然環境の保全を図り②洪水・渇水被害の軽減③水資源開発④琵琶湖流域の地域開発を実現した約1兆9,000億円の大プロジェクト



命財産を奪う惨劇が続いた。事態を憂えた幕府は①草木の根株の採掘を禁じ、②上流の山方の左右に木立無き所には苗木の植栽を奨励し土砂流出を防ぎ、③土砂災害に遭いやすい場所の新田、および既存の田畑の耕作を禁じたのである。

全3条の掟（厳命）は「各箇条を堅く守る」ことを強要している。治山治水に関連して、江戸幕府の掟が最高首脳の名で発せられることは空前絶後であった。掟は琵琶湖・淀川水系の山林管理に対して発せられた。

全国の大河川では、上流からの土砂流出により河床が慢性的に上昇していた。中でも、淀川水系では、無秩序な山林伐採のツケとして大雨の際に大洪水が多発したり、河床の上昇により舟運が阻害されるなどの影響が出ていた。諸国山川掟が出される6年前に、山城、大和、伊賀の3国（現京都府、奈良県、三重県）にしばって樹木の根株の採掘を禁ずる令が出されていた。

一方、岡山藩では儒学者・治水家熊沢蕃山(1619-1691)が治水を行うにあたり、「諸国山川掟」に類似した下流域の治水を目的に上流域の山林開発を制限する法令を作成している。

土砂災害は、自然界における浸食輪廻の一過程における必然的な現象であり、上・下流が連携した対策を講じる必要性があった。淀川は、その後も河床の上昇が収まらず氾濫を繰り返した。幕府は天和3年(1683年)には若年寄稻葉正休に命じ「淀川治水策」をまとめ、淀川水系の改修工事に乗り出すことになった。その直後に正休は大老堀田正俊により失脚させられ、翌貞享元年(1684)には大老堀田を暗殺したが、その直後に殺害されている。だが商人・土木技術者河村瑞賢(1617-1699)が一大事業を引き継ぎ、貞享元年から大規模な治水工事を進めた。新安治川が開削され、瀬田川の大規模な浚渫(川ざらえ)が行われた。(参考文献:『瀬田川砂防のあゆみ』(近畿地方建設局琵琶湖工事事務所(当時))、『淀川百年史』、京都大学名誉教授武居有恒氏の論文、(独)水資源機構・滋賀県の関連文献、筑波大学付属図書館所蔵資料)



往古、瀬田川水源の地には、良材に恵まれた美林

が広く分布していた。しかし江戸初期には山林の荒廃が相当に進んでいた。その原因として、奈良・平安時代に都市・神社仏閣などの建設のために、多量の木材が伐り出されたことがあげられる。琵琶湖周辺の山林で良材が大量に伐採され、水運によって遠く奈良や比叡山に運ばれた。だがこれだけが山林がはげ山となる荒廃の原因とは断言し得ない。むしろ日常的かつ継続的に森林資源を取奪するような作業が積み重ねられて、森林を荒廃させたと考える方が妥当だろう。

この地域の森林の大規模伐採は、古く平城京造営以前に、大和三山に囲まれた飛鳥地方に造営された藤原京造営の時に既に始まっている。持統天皇の8年(694)に藤原京は造営されたが、用材は琵琶湖畔に近い田上山で伐採され宇治川の水運を利用して、泉乃津(木津)に陸揚げされた。その後陸路で藤原京まで運ばれた。この時の状況が『万葉集』(巻1の50番)に「藤原宮之役民作歌」の一部に詠われている。

「磐走 淡海之国之 衣手能 田上山之 真木佐苦
ひの つま で を もの の ふ の や そ う じ か わ に た ま も な す う か べ
松之孀手乎 物之布能 八十氏河爾 玉藻成 浮倍
流礼……………」

都の造営にあたって、大和国ではなく近江国の田上山で用材が伐採され運ばれたということは、同山にこの他すぐれた良材が自生していたことになる。だが一方で、全山山肌をむき出しにしたはげ山の出現を促す要因になった。

平安時代に入っても延暦寺の造営に甲賀山の樹木が伐り出され、名刹石山寺の建造には田上山がたまたも伐採の対象になった。中世以降では、応仁の乱をはじめ戦国時代の戦闘や兵火による山林焼失が相次いだ。織田信長の比叡山焼き討ちにも見られるように、敵対する陣営や拠点に山林もろとも焼き払った例は少なくない。兵火は森林の焼滅に拍車をかけたのである。

森林荒廃をもたらした要因の一つに地場産業もあった。信楽・伊賀地方に陶工の集落が形成され、信楽の製陶は今日まで及んでいるが、陶器の生産によって陶土の採掘と燃料用木材の大量消費が長年にわたって続いた。その結果、山地は荒れ果て緑は消えたのである。江戸初期には琵琶湖・淀川流域では

第3話「琵琶湖・淀川水系の治山治水①」～「諸国山川掟」から江戸末期までの砂防事業～」

山地の荒廃が相当に進んでいたと考えられるが、その地域は大半が花崗岩地帯である。花崗岩地帯ではいったん森林を掠奪され地表の植生被覆を失うと、森林を再生させることは困難だとされている。



田上山から見た琵琶湖（現在）

琵琶湖・淀川水系の水源地の森林荒廃は、出水のたびに土石流（鉄砲水）を発生させ、下流に水害をもたらした。土砂の流出はおびただしい量となり川床は上昇して、琵琶湖に流れ込む大半の川は川床が周囲の平野より一段と高い天井川となった。大雨が降るごとに天井川の激流があふれ堤防が決壊して、激流に生命財産が奪われ、人家や農耕地が押し寄せる土砂の下に埋没した。

江戸幕府による土石流対策がいつから始まったかは分からないが、「諸国山川掟」が發布された寛文年間（1661－1672）ではないかとみられる。琵琶湖の流末瀬田川は、大戸川など左右の支川から流れ込む大量の流砂のため、土砂が堆積して琵琶湖の水位が高まり、毎年洪水の被害を受けた沿岸農民の懇請で瀬田川の浚渫が始まったのが寛文年間である。古文書によれば、宝永5年（1708）から明和8年（1771）までの63年間に17回もの大洪水が発生している。一村が全滅した洪水も起きているのである。湖岸の農民は、瀬田川の浚渫を繰り返し京都奉行所に願い出た。だが奉行所は農民の訴えを許可しなかった。その主な理由は①同川の道馬島付近（通称供御瀬）は鎌倉時代から軍事上秘密の徒渉の個所として、漁具と称して枕木を打ち並べ川幅を広く常に浅瀬を保つことが必要であった。②彦根城や膳所城の防衛のために、浚渫による琵琶湖の減水は絶対に反

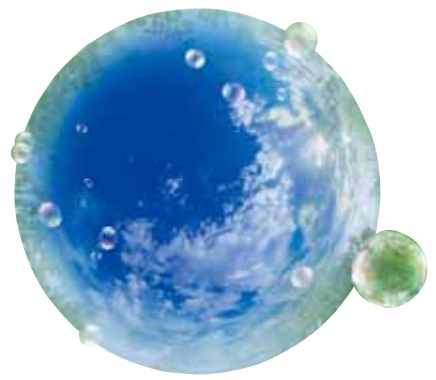
対であった。③下流の宇治川や淀川の沿岸民は、下流に氾濫を起こさせるとして反対した。上・下流の流域ではそれぞれの言い分を主張して一歩も譲らず激しい対立はその後も続く。

ここに親・子・孫3代（一説に4代）にわたり瀬田川浚渫の実現に身命を賭した庄屋がいた。琵琶湖西岸に広がる高島郡深溝村（現高島市新旭町深溝）の庄屋藤本太郎兵衛である。太郎兵衛家は、天明5年（1785）以降46年間、3代にわたり琵琶湖治水の必要性を訴え、上・下流800余の藩・村を訪ねては懸命に説得を続け、同時に江戸にまで足を運んで幕府首脳へ駕籠訴（直訴）にまで及んだ。ついに幕府の許可を取り付け、天保2年（1831）に瀬田川浚渫にこぎ着けた。民間の先覚者による半世紀にも及ぶ血のにじむような訴えは自普請（工費を自前とする河川工事）として実を結んだ。河村瑞賢以降、実に1世紀を越えて130年後に実現した大浚渫だった。（地方史研究家石田弘子様の御教示による）。

幕末までの砂防事業の歴史をみると、「諸国山川掟」が發布されたのが1666年であり、貞享元年（1684）3月から江戸幕府の命令・監督下の土砂留工事が行われている。これをヨーロッパ先進国であるフランスに比べると、同国で山地や急傾斜地での伐採を禁止する法律が発令されたのは1718年であり、1848年と1856年の水害を受けて、1860年に山地荒廃復旧事業として急流河川の治水工事と造林工事施工の法律が發布された。日本では既に1684年に砂防工事に着手している。フランスに先だつこと176年前ということになる。



藤本太郎兵衛像（琵琶湖畔、高島市）



<付録>我が歴史・文学そぞろ歩き～琵琶湖編～

辻邦生『安土往還記』（『辻邦生全集』第1巻）を再読した。辻氏の端正で高貴な香りのする文体を私は愛読する者だが、本書は氏の初期の代表的な中編歴史小説で、文部省芸術選奨新人賞に輝いている。戦国・安土時代の武将織田信長（作品中では「尾張の大殿^{シニョーレ}」）の理知と狂気に満ちた生き様を、ポルトガル人宣教師に随行した同国人の航海士・探検家（架空の人物）が書簡で母国の知人に報告する「書簡体文学」のスタイルをとっている。芥川龍之介、木下杢太郎、遠藤周作らが試みた「南蛮文学」又は「キリシタン文学」の流れをくむ作品と言えるだろう。

書簡は、鬼才的軍人信長が姉川の合戦で浅井・朝倉両氏を破り、反体制的な動きを強める仏教集団（延暦寺）を焼き討ちにすることを伝える。次いで、長島の一向一揆や興福寺を討伐し、長篠の戦いで武田軍を破ったことをあげ、戦略家信長の技量に驚嘆する。

信長が常勝の勢いに乗って安土城を琵琶湖畔の入江に築いて、安土桃山文化の基礎を固め、イエズス会宣教師ルイス・フロイスらパードレと交流してキリシタン文化をも摂取したことに強い関心を示す。信長は統一政権の樹立を目指した。だが功業半ばにして、側近明智光秀の反逆により本能寺（本能寺の変^{じじん}）で自刃した。書簡は、その結末を最後の報告にしている。主人公が安土城建造の現場を視察する場面を引用する。

「安土は巨大な工事現場であった。そこは淡水の湖に臨み、三つの瘤駱駝^{こぶらくだ}が伏せているような小丘を背負った平坦な地域で宮殿城郭はこの小丘の頂きに建設されていた。いたるところ巨石が並び、木材、石材、砂利、砂などが積みあげられ、職人、労働者の小屋が並び、そのあいだを木を切る者、削る者、鑿^{のみ}で刻む者、木材を運ぶ者、土砂をもっこで担ぐ者、石を刻む者、荷馬を曳く者、車を押しあげる者、綱を引く者たちがまるで蟻の集団のように働いていた。工事監督と兵士たちが

工事場単位に仕事を督励し、全体の秩序と組織を保ち、工事の総合的な計画に従って、指令を伝達していた。

私が宮殿の一郭に着いたとき、大殿はちょうど何人かの人物とともに会議を開いているところであった。大殿は私が安土を訪れたことをよろこぶとともに、いずれ近々京都まで迎える所存であった、と言った」

主人公が日本を離れる最後の場面を引用する。

「本能寺の炎上、大殿の死、壮麗な安土城郭の大火災、安土セミナリオの倒壊、青白い炎のように短く燃えて消えた明智殿の反逆、ふたたび京都の町々を影のように走り抜けてゆく羽柴殿の軍団—それはあたかも壮大な何ものかがひたすら崩れつづけているような日々であった。（中略）。とまれ、私は大殿の死を知って一年後、季節風に送られる最初の船に乗ってこの王国（日本）を離れた。その日はおだやかな日和^{ひより}で、ジェノヴァの船乗りたちが順風と呼ぶ風が海のうえを吹きわたっていた」

キリスト教を中核とする西洋文明と仏教や儒教を精神的支柱とする日本的価値観の異文化同士の衝撃と波動さらにはその摂取を、フランス文学者辻氏は、織田信長という希代の大才の生涯を南蛮人（西洋人）の眼を通して描いたのである。その衝撃と波動は現代社会にもなお及んでいると言えよう。（つづく）。



安土城本丸跡から見た琵琶湖（安土町）